

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費

事業名 **新**新県庁舎電気自動車用充電設備設置工事費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 管財課 修繕支援第一係 電話番号：058-272-1111(内2221)

[E-mail : c11116@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11116@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 37,076 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	37,076	0	0	0	0	0	0	27,800	9,276
決定額	37,076	0	0	0	0	0	0	27,800	9,276

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

電気自動車の公用車を運用するために、新県庁舎においても充電設備が必要である。また、電気自動車の普及啓発及び来庁者の利便性向上のため、新県庁舎来庁者駐車場への充電設備の整備が必要である。

(2) 事業内容

新県庁舎公用車車庫及び来庁者駐車場への充電設備の設置。

公用車車庫：普通充電 3台、駐車マス 3台
公用車カーポート：急速充電 1台、駐車マス 2台
来庁者駐車場：急速充電(課金機能) 2台、駐車マス 2台

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	37,076	新庁舎電気自動車用充電設備設置工事
合計	37,076	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画(令和3年5月18日策定)
「公用車への次世代自動車の導入方針」に基づく

(2) 国・他県の状況

26の都道府県において同様に整備されている。

(3) 後年度の財政負担

単年度

(4) 事業主体及びその妥当性

県有施設の整備を実施するものであり、事業主体は県である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・新県庁舎開庁時まで、電気自動車用充電設備を新県庁舎内の公用車車庫及び来庁者駐車場に設置し、運用可能な状態とする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

県有施設の管理運営費であり、その性質上指標を設定することが困難なため。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	
令和 3 年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和 4 年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価)

- ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3:期待以上の成果あり
2:期待どおりの成果あり
1:期待どおりの成果が得られていない
0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

- ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

(今後の課題)

- ・ 新県庁舎では電気自動車用充電設備の設置が予定されていない。

(次年度の方向性)

- ・ 新県庁舎の開庁にあわせて運用が開始できるように着実に工事を行う。
- ・ 今後の公用車における電気自動車の導入予定や来庁者の電気自動車の利用状況により、必要に応じて充電設備の拡充を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント
又は事業名及び所管課

組み合わせて実施する理由
や期待する効果 など